

福祉バス(リフト付)の運行事業

1 事業の概要

小平市が、下肢障がい、体幹機能障がいなどにより歩行が困難な身体障がい者の積極的な社会参加を促進するため、身体障がい者用のリフト付自動車を運行する事業を実施しています。

(1) 利用できる日および時間

週に2回まで利用できます。

※ 1週間のうち、月曜日から金曜日の中で1回、土曜日・日曜日から1回となります。

※ 利用できる時間帯は、午前8時から午後5時までです。

(福祉バスが小平市を出発して、小平市に到着する時間になります。)

(2) 利用できる方

身体障害者手帳又は愛の手帳をお持ちの方のうち、「車いす」「電動車いす」を使用しなければ歩行が困難な方であって、事前に利用登録を行った方。

(3) 利用の目的

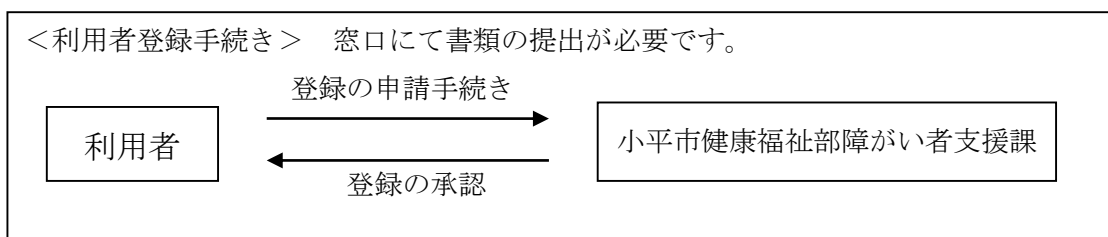
病院・施設などへの通院・通所、日常生活および社会参加などに利用することができます。

(4) 運行範囲

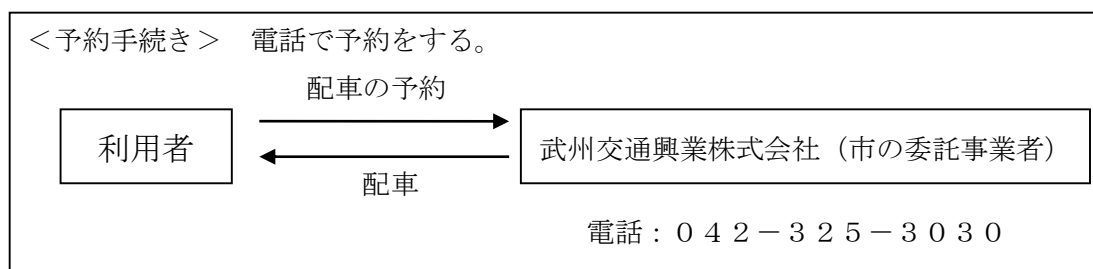
小平市役所を中心に半径30キロメートル以内です。

2 利用方法

- (1) 利用するためには、まず、小平市健康福祉部障がい者支援課への利用者登録手続きが必要となります。登録をしなければ、利用することができません。



(2) 利用登録終了後から、利用することができます。



- ① 利用する日の1か月前の同じ日から利用する日の前日まで電話で受け付けます。(12月30日から1月3日までは受付していません。)
- ② 受付時間は、平日の午前9時から午後5時までです。公平を期すために受付時間以外の申込はできませんので注意してください。
- ③ 受付は、先着順になりますので、ご希望日の日時で予約できない場合がありますので、あらかじめご承知ください。
- ④ 受付開始日について

・原則

利用する日の1ヶ月前の同じ日になります。

例：2月10日（金）の利用する場合、1月10日（火）が受付開始日になります。

・土曜日、日曜日、祝日の場合

利用する日の1ヶ月前の同じ日が土曜日、日曜日、祝日の場合は、翌日以降の直近の平日が受付開始日になります。

例：5月8日（月）に利用する場合、1ヶ月前の同じ日である4月8日が土曜日のため、直近の平日の4月10日（月）が受付開始日になります。

・月末が31日までない場合

3月29日から3月31日、5月31日、7月31日、10月31日に利用する場合は、当月の1日が受付開始日になります。ただし、1日が土・日曜日の場合は直近の平日が受付開始日になります。

例：3月30日（木）に利用する場合、3月1日（水）が受付開始日になります。また、10月31日（火）に利用する場合、10月1日が日曜日のため、10月2日（月）が受付開始日になります。

・年末年始の場合

1月30日から2月3日までの間に利用する場合は、1月4日が受付開始日になります。なお、1月4日が土・日曜日の場合は、1月5日もしくは1

月6日が受付開始日になります。

※ 運行台数は、合計3台です。利用にあたりましては、希望の日にち、時間に利用できない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

3 料金・運賃

無料です。ただし、駐車料金、有料道路料金は自己負担となります。